

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	条件等を次の一とおり告示する。	○財務省令第三十号（第六条第十一項の規定に基づき、）
発行価格	発行単位	振替額面金額	最低額面金額	払込金額	発行方法	用法	振替の法律項及び根柢の適法	發行名稱及び記	平成二十一年八月八日より告示する。	国債の發行等に關する省令（昭和五十七年大蔵省告示第二百九十八号）
錢額平す額の振面成るの記替金二。整載法額十數又の倍は規の記定金録につき百円に八月十日百円三十三	年八月十日百円三十三	額の記定金録につき百円に八月十日百円三十三								

財務大臣　与謝野馨

の経利
払過
込利
み子率

(+) 年〇・七パーセント

に加え、次の算式にて計算する。期日には、払込も規定期と算出額

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{51}{365}$$

(+)

発行時において、各募集取扱機関は、払込額を第十八号により規定すす出額に加え、次の算式にて計算する。期日には、払込も規定期と算出額

初期利子

規下は払し払平定、期た期成る税人にの法す国をかのれに中れにす次そが金と二こ率が当算入る債乗ら算式にのる係る号の銀額し十とを適該式で者を當該金によつて税い期及翌行を、一が乗用非にあが發金額よりついて税い日び営休支次年でじたを居より場居時（たに算てがて、に第業業払の十つきた受住りけ者算にた百出は又振源つ十日日う算二る金に五に。式月。額て号支当たに二）る又出は所はし、又いし控得外た前はて、のた前記口徵の同に払ただよ十を所はし、又いし記除税國金記は外取当二金記錄座收利じおうるしり日記はて、のた前記口徵のいへと、算をすの法額（+）國得該十額（+）さ簿さ子て以き支出支

十
八
七
六
五

払
込
期
所
日
払
利
還
金
金
支
額
限
後
の
利
期
子
以

額面金額 $\times \frac{0.7}{100} \times \frac{1}{2}$

平 日 額 平 る い 日 毎
成 本 面 成 利 て を 年
二 銀 金 二 子 、 支 六
十 行 額 十 を そ 払 月
一 百 六 支 の 期 二
年 円 年 払 日 と 十
八 に 六 う 以 し 日
月 つ 月 。 前 、 及
十 き 二 六 各 び
日 百 十 月 支 十
円 日 間 払 二
に 期 月
属 に 二
す お 十